

報告第63号

各種事務事業（交通関係）の取扱いについて

各種事務事業（交通関係）の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成17年7月28日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会  
会 長 平 野 清

事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果
交通安全対策会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全計画の策定 観音寺市交通安全計画を作成するため、観音寺市交通安全会議を開催する。交通安全対策基本法第26条により、作成して交通安全計画を県知事に報告する。</li> <li>交通安全計画の策定状況 現在、第7次(平成13年度から平成17年度までの5カ年間)観音寺市交通安全計画を策定している。</li> <li>交通安全対策会議 委員数 15人以内 構成委員 会長 市長 委員 ・国の関係地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 ・香川県の部内の職員のうちから市長が任命する者 ・香川県警察の警察官のうちから市長が任命する者 ・市長がその部内のうちから指名する者 ・教育長 ・消防長 及び以下の特別委員を置くことができる ・四国旅客鉄道株式会社、日本道路公団その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の職員のうちから市長が任命する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全計画の策定 大野原町交通安全計画を作成するため、大野原町交通安全会議を開催する。交通安全対策基本法第26条により、作成して交通安全計画を県知事に報告する。</li> <li>交通安全計画の策定状況 現在、第7次(平成13年度から平成17年度までの5カ年間)大野原町交通安全計画を策定している。</li> <li>交通安全対策会議 条例なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全計画の策定 豊浜町交通安全計画を作成するため、豊浜町交通安全会議を開催する。交通安全対策基本法第26条により、作成して交通安全計画を県知事に報告する。</li> <li>交通安全計画の策定状況 現在、第7次(平成13年度から平成17年度までの5カ年間)豊浜町交通安全計画を策定している。</li> <li>交通安全対策会議 条例なし</li> </ul>	<p>【調整方針】</p> <p>交通安全対策会議については、合併時に再編調整する。</p> <p>【調整結果】</p> <p>交通安全対策会議 委員数 15人以内 構成委員 会長 市長 委員 ・国の関係地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 ・香川県の部内の職員のうちから市長が任命する者 ・香川県警察の警察官のうちから市長が任命する者 ・市長がその部内のうちから指名する者 ・教育長 ・消防長 及び以下の特別委員を置くことができる ・四国旅客鉄道株式会社、日本道路公団その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の職員のうちから市長が任命する者</p>
交通安全指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>意識啓発活動の実施状況 交通事故防止の推進を図るため、観音寺市交通対策協議会に助成する。</li> <li>交通安全指導の状況(指導員の状況等) 交通指導員10人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>意識啓発活動の実施状況 交通事故防止の推進を図るため、交通キャンペーンの実施、町内小学校への横断旗・自治班旗の配布、足型用ベンキの配布を行う。</li> <li>交通安全指導の状況(指導員の状況等) 交通指導員5人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>意識啓発活動の実施状況 交通事故防止の推進を図るため、町対策協議会が主体となり街頭キャンペーン等を実施する。</li> <li>交通安全指導の状況(指導員の状況等) 交通指導員7人</li> </ul>	<p>【調整方針】</p> <p>交通安全指導については、合併時に再編調整する。</p> <p>【調整結果】</p> <p>意識啓発活動 交通事故防止の推進を図るため、観音寺市交通対策協議会に助成する。</p> <p>交通指導員 人数 30人以内 任期 2年(ただし再任可) 定年制 75歳 (ただし、任期、定年制については、平成19年4月1日より導入する)</p>

事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果
交通安全施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全施設整備 市道部会について危険箇所並びに交通事故多発地点等に、防護柵・反射鏡等を設置して交通事故の防止を図る。</li> <li>交通安全施設修繕 老朽化、または破損した反射鏡・防護柵等を修繕し、交通事故防止を図る。</li> <li>実施担当 施工箇所の決定は建設課と市民課による協議にて行い、設計・契約については建設課が、支払行為は市民課が行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全施設整備 自治会等より依頼を受け、危険箇所並びに交通事故多発地点等に、防護柵・反射鏡等を設置して交通事故の防止を図る。</li> <li>交通安全施設修繕 老朽化、または破損した反射鏡・防護柵等を修繕し、交通事故防止を図る。</li> <li>実施担当 総務企画課が実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全施設整備 危険箇所並びに交通事故多発地点等に、新たに必要とみなされる箇所へ防護柵・反射鏡等を設置して交通事故の防止を図る。</li> <li>交通安全施設修繕 老朽化、または破損した反射鏡・防護柵等を修繕し、交通事故防止を図る。</li> <li>実施担当 総務課が実施。</li> </ul>	<p>【調整方針】 交通安全施設については、合併時に再編調整する。</p> <p>【調整結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全施設整備 危険箇所並びに交通事故多発地点等に、新たに必要とみなされる箇所へ防護柵・反射鏡等を設置して交通事故の防止を図る。</li> <li>交通安全施設修繕 老朽化、または破損した反射鏡・防護柵等を修繕し、交通事故防止を図る。</li> <li>実施担当 市民課により施工箇所の決定を行い、設計・契約については建設課が、支払行為は市民課が行う。</li> </ul>
交通安全用具の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>支給要件 新入学・入園の幼児・児童等を対象に、観音寺地区交通対策連絡協議会等で購入した交通安全啓発用品を配布。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支給要件 新入学・入園の幼児・児童等を対象に、観音寺地区交通対策連絡協議会等で購入した交通安全啓発用品を配布。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支給要件 新入学・入園の幼児・児童等を対象に、観音寺地区交通対策連絡協議会等で購入した交通安全啓発用品を配布。</li> </ul>	<p>【調整方針】 交通安全用具の支給については、合併時に再編調整する。</p> <p>【調整結果】 新入学・入園の幼児・児童等を対象に、観音寺地区交通対策連絡協議会等で購入した交通安全啓発用品を配布。</p>
チャイルドシート事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>支給要件 大野原町に住所を有する満6歳未満の幼児のいる世帯に対して、チャイルドシートを購入した場合に支給。</li> <li>支給額 対象幼児1人につき、1基あたり1万円を上限に購入金額の2分の1を助成。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支給要件 豊浜町に住所を有する満6歳未満の幼児のいる世帯で、かつ平成12年4月1日以降の出生児に対して助成。</li> <li>支給額 対象乳児1人に対し、一回限り1万円(購入に要した経費が1万円に満たない場合は、その購入に要した経費)を助成。</li> </ul>	<p>【調整方針】 チャイルドシート事業については、合併時に再編調整する。</p> <p>【調整結果】</p> <p>支給要件 観音寺市に住所を有する満6歳未満の幼児のいる世帯に対して、チャイルドシートを購入した場合に支給。 (ただし、支給は対象幼児1人につき1回限り)</p> <p>支給額 対象幼児1人につき、チャイルドシート1基あたり1万円を上限に、購入金額の2分の1を助成。</p>